

平成 27 年 10 月 9 日

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が閣議決定されました

先の通常国会で成立した不正競争防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 54 号。以下「改正法」という。)について、その施行期日を平成 28 年 1 月 1 日とする政令が、本日閣議決定されました。

1. 改正法について

改正法は、事業者が保有する営業秘密の漏えいの実態及び我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等を踏まえ、営業秘密侵害罪の罰金額の上限引上げ、犯罪収益の任意的没収規定の創設、未遂行為の処罰化、営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制対象化、民事訴訟における原告の立証負担の軽減など、事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するための措置を、刑事・民事両面にわたり講じました。改正法は、先の通常国会において審議され、本年 7 月に成立し、公布されています。

2. 政令の概要

不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を、平成 28 年 1 月 1 日と定めます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業政策局知的財産政策室長 諸永

担当者: 伊万里、長井

電話: 03-3501-1511(内線 2631)

03-3501-3752(直通)